平成２８年（フ）第７４５号
北九州市小倉北区赤坂４丁目20番３号
破産者　澤田　義博
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３３７号
宮崎市城ケ崎２丁目７番地15　城ケ崎コーポＡ棟305号、前住所宮崎市大字本郷南方2595番地　青島荘
破産者　庄司　忠二
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０２号
鹿児島県伊佐市大口金波田1031番地７、住民票上の住所鹿児島県伊佐市菱刈川北2813番地23
破産者　秋丸　良一
1　決定年月日　平成29年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１５００号
札幌市豊平区月寒東５条15丁目４番５－101号
破産者　佐藤　泰英
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９８５号
札幌市白石区東札幌５条５丁目１番25号、開始決定時の住所札幌市南区澄川２条４丁目１番31号
破産者　齊藤　一雄
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９８６号
札幌市白石区東札幌５条５丁目１番25号、開始決定時の住所札幌市南区澄川２条４丁目１番31号
破産者　齊藤しづ子
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４４５号
北海道江別市幸町20番地の13
破産者　本間キヨコ
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６２９号
札幌市厚別区厚別中央５条２丁目５番10－302号
破産者　渡辺　常雄
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４３１号
埼玉県上尾市上尾下1047－５パークサイド202号、住民票上の住所埼玉県日高市大字高萩2387番地３
破産者　平田　浩二
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５６号
さいたま市緑区大字中尾1583番地２　フォレストコート中尾台Ｃ202、破産手続開始時の住所さいたま市中央区円阿弥４丁目７番６号
破産者　深草　緑朗
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４７号
静岡県田方郡函南町平井1182番地の１、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市菖蒲58番地の30
破産者　井澤　榮子
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６１号
長野県下伊那郡松川町元大島2030番地４
破産者　原　智保美
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第１６６号
岐阜市万年町２番地
破産者　河合　　高
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第２３９５号
大阪府高槻市西真上１丁目２番13号　ブリーザ秋月201号
破産者　梶原　　優
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５２５号
大阪府高槻市松が丘３丁目18番６号、開始決定時大阪府高槻市安岡寺町４丁目11番11号
破産者　占いサロンＹＡＭＡＴＯこと　山上　俊之
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３０４号
堺市堺区大仙中町10番１－107号、住民票上の住所大阪市北区西天満１丁目８番９－3302号
破産者　山本　　真
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部